



健康食品に関する 景品表示法及び健康増進法上の 留意事項について（要約版）

● 景品表示法及び健康増進法による健康食品の虚偽誇大表示等の禁止

健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果等を期待させるような健康増進法上の虚偽誇大表示や景品表示法上の優良誤認表示（これらを併せて「虚偽誇大表示等」という。）に該当する宣伝等は、禁止の対象となる。なお、これらの法律の規定は、特定の文言や表現等を一律に禁止するものではなく、その適用は、表示全体の訴求内容により判断される。

表示についての具体例や違反事例などを解説



● 「健康食品」の定義

本留意事項では、トクホや機能性表示食品等の保健機能食品を含め、健康増進法に定める健康保持増進効果等を表示して食品として販売に供する物を「健康食品」という。

● 「健康保持増進効果等」とは

「健康保持増進効果等」は、健康状態の改善又は維持を目的とした「健康の保持増進の効果」と「内閣府令で定める事項」に分類され、疾病の治療又は予防を目的とする効果、身体の組織機能の増強を主たる目的とする効果、栄養成分の効果、人の身体の美化に資する効果等が該当し、暗示的又は間接的に表現するものも含む。

● 景品表示法及び健康増進法上の「表示」とは

顧客を誘引するための手段として行う広告その他の表示であって、各種広告媒体における表示のみならず、口頭勧誘等も該当する。なお、商品名を広告等において明示しない場合であっても、広告等における説明などによって特定の商品に誘引するような事情が認められるときは、景品表示法及び健康増進法上の「表示」に該当する。

● 規制の対象となる者

景品表示法において規制の対象となるのは、商品・サービスを供給する事業者であるが、健康増進法は「何人も」虚偽誇大表示をしてはならないと定めているため、食品の販売業者等に限定されることなく「食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をする者」であれば、規制の対象となり得る。

● 景品表示法及び健康増進法上の「著しく」とは

広告は、通常、ある程度の誇張を含むものであり、一般消費者もある程度の誇張が行われることを通常想定しているため、社会一般に許容される程度の誇張であれば取締りの対象とはせず、「著しく」人を誤認させるなどの「虚偽誇大表示等」を禁止している。例えば、一般消費者が、実際に得られる真の効果は広告その他の表示に書かれたとおりではないことを知っていれば、その食品に誘引されることは通常ないと判断される場合は、「著しく」に該当する。



● 不実証広告規制における「合理的な根拠」の判断基準とは

合理的な根拠資料を示すことができない効果・性能の広告その他の表示は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき優良誤認表示とみなされる。この規制の適用についての考え方は、「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針－不実証広告規制に関する指針－」に示されており、表示の裏付けとなる資料に関する「合理的な根拠」の判断基準は、次のとおりである。

- ① 提出資料が客観的に実証された内容のものである
- ② 表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応している

● 痩身効果についての広告例（本留意事項詳細版から抜粋）

この広告例は、表示内容全体から、あたかも、この健康食品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に著しい痩身効果が得られるかのように表示しているものといえる。しかし、実際には、消費エネルギーが摂取エネルギーを上回らない限り、人は痩せないのであって、特定の健康食品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく、短期間で容易に著しい痩身効果が得られることはないのだから、この広告例は虚偽誇大表示等に当たるおそれがある。

特定の用語や文言の使用を禁止するのではなく、表現・写真・イラストなどを含めた全体で判断



2014年〇〇ショッピング
年間ランキング タイエット部門 1位

2015年〇〇ストア
上期ランキング タイエット部門 1位

デیلیーランキングでも、1位常連

TV・雑誌等のメディア紹介実績
多数あり

あのモデルや芸能人も愛用者！

当社調べ
※当社が販売するダイエットサプリメント

管理栄養士が発見！飲むだけでドンドン落ちる！

ブヨブヨお腹とは、もうさようなら！

ラーメン、ピザ、ハンバーガー... 脂っこいものが大好きで、いつも食べ過ぎちゃったり。お腹のブヨブヨも気になるんだけど、やっぱり美味しいものが食べたい！

そんなあなたに強い味方！食事制限したくない方、運動も苦手という方必見です！

食生活が乱れた貴方も、スッキリを目指せる！

仕事柄、遅くに飯を食べることも多いのですが、食事のサブリミントを飲み始める前は、食事のカロリーを気にすることがなく、好きなものを食べながらスッキリを目指してきませんでした。

サプリメントなんて効かないと思っていましたが、このサプリメントを飲み始めてからは、食事のカロリーを気にすることがなく、好きなものを食べながらスッキリを目指してきませんでした。

1日1粒、食後に飲むだけで、手軽で無理なく続けられるのもポイントです。飲み始めてから、心も身体も軽くなるように、自分にも自信が持てるようになりました。

最初が半信半疑だったのですが、

1日1粒、食後に飲むだけで、手軽で無理なく続けられるのもポイントです。飲み始めてから、心も身体も軽くなるように、自分にも自信が持てるようになりました。

1日1粒、食後に飲むだけで、手軽で無理なく続けられるのもポイントです。飲み始めてから、心も身体も軽くなるように、自分にも自信が持てるようになりました。

成功者続々！！
余分なブヨブヨは1gだって残さない！

Before	After
体脂肪 31.4%	26.1%
体脂肪 75.5cm	57.8cm
ウエスト 93.4cm	83.7cm
太もも 53.4cm	44.7cm
体重 62.5kg	48.3kg

念願の40kg台！人生を変える驚きの効果！

1日1粒、食後に飲むだけで、手軽で無理なく続けられるのもポイントです。飲み始めてから、心も身体も軽くなるように、自分にも自信が持てるようになりました。

1日1粒、食後に飲むだけで、手軽で無理なく続けられるのもポイントです。飲み始めてから、心も身体も軽くなるように、自分にも自信が持てるようになりました。

30日間全額返金保証

ぶよぶよファイバー (30粒入り)

初回ご注文の方に限り

通常価格 6,000円 (税込) → 3,000円 (税込) 送料無料で！

お申込みはお電話かハガキ・FAXで！

0120-〇〇-△△△△ (24時間受付)

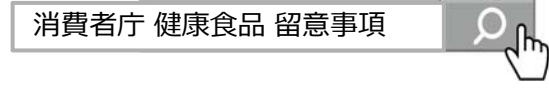
FAX 03-1234-△△△△ (24時間受付)

株式会社〇×△フード
〒100-〇〇〇〇 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

申込番号 9▲7



※ 本留意事項の詳細版は、消費者庁ウェブサイトで公表しています。



http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/pdf/160630premiums_9.pdf

【問合せ先】消費者庁表示対策課食品表示対策室
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
電話03-3507-8800 (代表)

(平成28年11月作成)